

静岡文化芸術大学後援会慶弔規程

静岡文化芸術大学後援会（以下「後援会」という）の慶弔について、次のとおり定めるものとする。

1 弔 慰

- ・会員の死亡 弔慰金（20,000円）
- ・学生の死亡 生花、弔電 及び 弔慰金（20,000円）

2 お見舞い金

- ・会員及び学生の家屋の焼失
全焼または半焼（10,000円）
- ・会員及び学生の家屋の自然災害（地震含む）による損壊
全壊または半壊（10,000円）

3 顕 彰

学生生活において、勉学、課外活動に特に優れた実績を残し、他の学生の模範となる者を顕彰する。

4 その他

この規程に定めるもののほか、慶弔に関し必要な事項が生じた場合は、会長が副会長の意見を聞き決定し、次の理事会および総会（臨時総会を含む）に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月23日から施行する。